

市生第619号の2  
令和7年 1月16日

富士宮地区労働者福祉協議会  
会長 飯室 憲一 様

富士宮市長 須藤秀忠  
(市民部・市民生活課)

## 回 答 書

### 要望事項1. 高齢化が進む山間地域の整備されていない山林の積極的な間伐と、土砂崩壊などの山地災害が起きにくい森林を育てるための計画について

富士宮地区労福協では、以前から小規模ながら田貫湖周辺において山林の間伐作業の森林整備を実施してきました。学習の場として体験型の間伐・森林整備は他団体含め多く実施されていると考えますが、市内の山間部では高齢化により整備が進んでいない山林が多く見られます。災害対策や雇用の創出として山林の整備計画をお示しいただきたくお願い致します。

#### (回答)

労働金庫連合会の50周年の記念事業として、平成17年度から猪之頭区財産区有林で行われている「ろうきん森の学校」につきましては、これまで、田貫湖から小田貫湿原に続く道路脇約2.2ヘクタールの間伐作業をはじめとした森林整備により、田貫湖周辺に訪れる観光客をはじめとした多くの人々に安全で快適な環境を提供されるとともに、きれいに整備された森林がCM等の撮影に利用され、富士宮市や猪之頭地区のPRになっておりますことを、改めてお礼申し上げます。

市では、森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、「富士宮市森林環境整備方針」を令和4年4月に策定し、ホームページで公表しております。

この「富士宮市森林環境整備方針」では、「間伐の遅れ」や、「森林施業の履歴のない個人所有の放置森林」、「林道から離れた森林施業に不向きな森林」などの課題を克服し、森林整備の土台作りを行うことを取組の柱としています。

このため、市では本年度から、小規模森林所有者に対する荒廃森林対策の補助金や、施業条件が不利な地域における森林整備を推進させるための補助金を創設いたしました。

また、来年度からは、森林整備を行う林業事業者の人材育成や作業効率の向上を目的とした補助金を新たに開始する予定で、林業における雇用の促進や労働環境の改善につながることを期待しています。

災害対策といたしましては、広範囲の森林を集約して整備する「森林経営計画の推

進」や県の治山事業と並行し、「小規模ながら市民要望に沿った治山事業」が実施できるよう、市としても努めてまいります。

しかしながら本市の森林面積は非常に広大で、個人所有の森林も多くありますので、市内全ての森林を健全な状態にするのは、一朝一夕には行えません。

引き続き市では継続的かつ積極的に森林整備を推進するとともに、森林の持つ魅力や公益性を森林所有者等に啓発してまいります。

※回答への問合せ先は、農業政策課 林業係 電話 22-1153 です。

## 要望事項 2. 保健室サポート支援員の新設について

保健室では、怪我や体の不調を訴えて来室する子ども、心に悩みを抱えた子どもや特別な支援を要する子どもが居場所を求めて、絶え間なく保健室を訪れています。保健室の役割が多岐に渡り養護教諭 1 人では対応しきれないことも多々あります。今年、児童数 851 人以上の養護教諭の配置基準にわずかに達せず、838 人の児童を一人で見ている方は、激務にさらされています。スクールサポートスタッフにお願いできる仕事もありますが、救急処置や保健室を訪れる児童生徒の対応はお願いすることはできません。市が独自で保健室サポート支援員を配置する事ができれば、養護教諭の助けになりますし、子どもの安全が守られ充実した支援が可能となります。様々な理由により来室する子どもに、最適な個別対応をきちんと行えるよう、養護教諭免許のない看護師等の医療従事者の方でもよいので養護教諭をサポートできる支援員の配置を要望します。

### (回答)

児童生徒が安心して学習できる教育環境を整えることの重要性は十分理解しております。本市ではこれまでも全ての特別支援学級に市費負担の「特別支援学級支援員」44 人を配置したり、発達特性があり合理的な配慮が必要な児童を支援する「こども支援員」を 28 人配置したりするなど取り組んで参りました。

養護教諭は、児童生徒の心身の健康保持増進や命に関わる危機対応を担う極めて重要な職であります。また、不登校児童生徒やいじめ問題の対応など、養護教諭が担うべき業務も多様化、複雑化している現状があり、大規模校においては養護教諭の複数配置は必要だと考えます。

まずは、義務標準法に基づく養護教諭の複数配置基準の引き下げを国に求めていくことが肝要です。

養護教諭をサポートする支援員の配置は、その専門性が問われることから、人材の確保が難しい状況が想定されます。現在、医療的ケア支援員（看護師資格のある方）を 3 人配置していますが、その確保に極めて苦慮していると聞いています。

現状では、養護教諭をサポートする支援員を新たに配置するのではなく、現在、市費で配置している、こども支援員、特別支援教育相談員、不登校支援員等と養護教諭との連携を深め、養護教諭の負担軽減を実現していきたいと考えます。

※回答への問合せ先は、学校教育課 教職員係 電話 22-1440 です。

### 要望事項 3. 無痛分娩費用の補助または無償化について

昨今の少子化の理由の1つとして、子どもを産むのが怖いという意見があります。それを解決する方法の一つとして無痛分娩がありますが、通常分娩よりも費用が10万円程度費用が高くなると言われています。少ないながら無痛分娩にかかる費用を補助している自治体も存在しますので、富士宮市につきましても補助または無償化の制度設立を要望します。また、市内で分娩可能な病院が市立病院等限られており、富士市まで通う妊婦が多い現状を踏まえ、この不便さを解消するためにも、子どもの出産に関する積極的な補助やサポートをお願いいたします。

#### (回答)

無痛分娩は、出産時の痛みを緩和する一方で、分娩時間の長期化による母体や胎児に対するリスクがあることから、妊娠中の経過、母体、胎児の状態により希望しても全ての方が対象になるとは限りません。2回目以降のお産に限られることや、麻酔科医の関係もあり土日祝祭日、夜間への対応はしない等の条件付きで実施している医療機関もある状態です。実際に無痛分娩を実施している医療機関は、富士圏域においては2医療機関に限られています。

このような状況から、現時点では、無痛分娩に対しての市独自の助成については考えておりませんが、全国的な情勢も考慮しながら研究していきたいと思っております。

なお、妊娠中から出産までの不安は、陣痛以外にも多くあり、人それぞれでありますので、そのような不安に寄り添うため、市では「もうすぐパパママ学級」を行っています。お産については、実際にお産を扱っている助産師が講義を行い、お産の経過を丁寧に伝えると同時に、個別の質問にも対応し、個々の不安に寄り添っています。また、様々な不安に対応するため、産前産後サポート事業の「べいびっち」には、妊娠中から参加でき、経産婦から直接話が聞ける機会を設けています。

今後も、無痛分娩を希望する妊婦がいることや市外の分娩施設を選択している妊婦がいることを踏まえ、全ての妊婦一人一人の様々な心配や不安に寄り添うことに力を注いでいきたいと思っております。

※回答への問合せ先は、健康増進課 母子保健係 電話 22-2727 です。

### 要望事項 4. 市に勤務する非正規職員（会計年度任用職員）の福利厚生の拡充について

現在、富士宮市で働く職員（約1,500人）のほかに約800人が非正規雇用であり、行政の運営においても欠かせない存在となっています。近年、富士宮市は給与の基準や手当、休暇制度などの処遇改善は他の自治体に先んじて行われてきました。しかしながら、正規職員と比べ福利厚生では格差が残されたまま、均等待遇には至っていない

状況であると考えられます。

非正規職員の生活向上や健康維持、安心・充実して仕事に取り組むことができるよう、福利厚生の拡充を要望します。

### (回答)

会計年度任用職員の福利厚生を含む処遇に関しましては、これまでも本市職員組合との協議を重ねる中で、富士市では実施を見送った給与の遡及改定や、勤勉手当の支給など、他市町に先駆けて実施を決定し、処遇の改善に意を注いでまいりました。

特に、給与に関しましては、常勤職員の給料表に準じた給料表を設定し、期末手当及び勤勉手当も常勤職員と同じ支給割合としており、常勤職員との均衡は図られているものと考えています。

一方で、会計年度任用職員は一会計年度を任期とする非常勤の職であり、任期の定めのない常勤職員と比較し、福利厚生制度に相違があることはやむを得ないものであります。

特に、休暇制度の均衡に関しては、国からの助言として、国の非常勤職員との均衡を図るように要請されていることから、国の非常勤職員に準じた休暇制度としており、市が独自に常勤職員と同様の休暇制度とすることは困難であると考えています。

なお、社会保険や健康診断など、一定の勤務時間以上の会計年度任用職員に係る法定の福利厚生制度は常勤職員と同様となっています。

いずれにしましても、会計年度任用職員の福利厚生制度につきましては、今後も引き続き本市職員組合の要望に対して真摯に対応してまいりたいと考えています。

※回答への問合せ先は、人事課 人事研修係 電話 22-1123 です。